

## 第 4 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和2年4月24日 午後3時00分から4時00分
- 2 開催場所 音更町役場 庁議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	松 川 博	出席	1 1	白 川 勝	出席
2	伊 藤 雅 明	出席	1 2	平 尾 秀 元	出席
3	小 原 悟	出席	1 3	大 場 隆 明	出席
4	土 田 純 雄	欠席	1 4	西 川 彰	出席
5	貞 廣 涉	出席	1 5	鈴 木 賢	出席
6	石 王 雅 士	出席	1 6	大 西 忠 義	出席
7	林 雅 浩	出席	1 7	石 川 清 光	出席
8	茂古沼 美 則	出席	1 8	高 野 春 夫	出席
9	田 守 文 夫	出席	1 9	木野村 英 明	出席
1 0	大 熊 秀 之	出席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
  - 1 4 番 西川 彰 委員
  - 1 5 番 鈴木 賢 委員

### 5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

## 6 議事

(開会 午後3時00分)

議 長 ただ今から、令和2年第4回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立して  
おります。

議事録署名委員につきましては、14番 西川委員、15番 鈴木委員を指名いた  
しますので、よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告に  
ついて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第1号第1項から第7項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 ここで、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議  
題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第2号第1項から第3項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第2号を終了いたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」  
の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)

本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております  
ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。なお、後ほど議案第3号におい  
て農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請がございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項の件について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
小原委員から、調査報告をお願いいたします。

3 番 先日、譲渡人にお会いしてお話を伺ってまいりました。譲渡人所有の土地を自身が  
構成員となっている法人へ売買したいということがございます。こちらの土地は西中  
音更地域で、石川会長職務代理の担当地区でございますので、土地条件等を伺ったと  
ころ、問題はないとのお話をいただきましたので、許可相当であると思われま  
す。以上です。

議 長 小原委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」  
の第1項から第3項については関連がありますので、一括して議題といたします。事  
務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項から第3項朗読、説明)

なお、議案第3号第1項から第3項の許可基準につきましては、別添「調査書」の  
2ページから3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各  
号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項から第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
大西委員から、調査報告をお願いいたします。

16番      こちらの3件ですが、事務局からの説明の中にもありましたとおり、第2項の貸主であるお父様から第1項から第3項の借主である息子さんに経営移譲するというところで、それに伴っての使用貸借の3条申請でございます。第1項は祖父から、第3項は祖母から、今までお父様が親子間で使用貸借していた土地の借換えとなってございます。何ら問題はないと判断してまいりました。以上です。

議 長      大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員      (全員なし)

議 長      議案第3号第1項から第3項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員      (全員異議なし)

議 長      ご異議なしと認め、議案第3号第1項から第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

              続きまして、議案第3号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長    (議案第3号第4項朗読、説明)

              なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長      議案第3号第4項の案件につきましては、私のほうで、現地調査を行っていますので調査報告をいたします。

              貸主は、昨年、こちらの土地を購入しております。借主は、昭和地区の方が離農された中で草地を取得していただいた方で、その付近に本件の土地がありまして、貸主にとっては土地条件が悪く牧草しか耕作できないような土地であります。借主は稔地区からわざわざ通って耕作されるということで、こちらの土地も合わせて耕作したいというお話の中で出された案件でございます。決して地域の隔たりをとったわけではなく、昭和地区には牛屋さんがおりませんので、このような形となったということのみなさんに許可をいただきたいというふうに思っております。

              ただ今の現地調査の報告について、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員      (全員なし)

議 長      議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員      (全員異議なし)

議 長      ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

              続きまして、議案第3号第5項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第5項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第3号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
西川委員から、調査報告をお願いいたします。

14番 今月の15日に貸主にお話を伺ってまいりました。借主につきましては、土幌を拠  
点に営農をされておりまして貸主はその会社で働かれているということで、農地を3  
年間お貸しして近いうちに売買を考えているということでございました。売買となっ  
た際にはあっせん地区の方に買っていただきたいということでございました。賃貸  
料に関しましては、地域の平均的な価格であり、問題はないと思われま  
す。以上です。

議 長 西川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第5項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第5項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

続きまして、議案第3号第6項から第8項については、関連がありますので、一括  
して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第6項から第8項朗読、説明）

なお、議案第3号第6項から第8項の許可基準につきましては、別添「調査書」の  
4ページから5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各  
号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第3号第6項から第8項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
石王委員から、調査報告をお願いいたします。

6番 第6項につきましては、議案第1号で解約されました案件に関連いたしまして、今  
まで借りられていた今回の借主のお父様からの借換えとなっております。面積が違  
いますけれども、今まで申請のなかった土地を含めての申請ということでございま  
す。  
続きまして第7項は、第6項の畑の隣で今までお父様が耕作しておりましたけれ  
ども申請がなかったところを、今回、息子さんが借主で申請が上がってきてお  
ります。  
続きまして第8項ですけれども、前項と少し離れた場所で、こちらも申請されて  
いなかった土地で、今まで耕作されていた方が離農されるということで、新たに第6  
項、第7項の借主が耕作するという出された申請でございま  
す。

賃貸料につきましては、それぞれ、地域に問題を及ぼす金額ではございませんので

問題はないと思われます。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第6項から第8項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第6項から第8項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の6ページから8ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。白川委員から調査報告をお願いいたします。

11番 今月の12日に現地へ行き、場所の確認とお話を伺ってまいりました。土地の所有者によりますと、こちらの土地に従業員の宿舍を建てる予定ということで現況地目は既に非農地でしたが、登記地目が畑のままでしたので、登記地目を現況地目に合わせるための願出と話されておりました。願出のとおりで問題はないと判断してまいりました。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。議案第5号につきましては、先に、第1項の審議を行い、その後に第2項から第23項までの案件を一括審議したいと思います。

それでは、まず議案第5号第1項については、松川委員に関する事案でありますの

で、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。第1項を審議する前に、松川委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第5号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (議案第5号第1項朗読、説明)

議案第5号第1項につきましては、別添「調査書」の9ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、決定いたします。松川委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。続きまして、議案第5号第2項から第23項までの件を一括議題とします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第5号第2項から第8項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして報告をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。つきましては第9項からご説明いたしますので、「議案書」17ページをご覧ください。

(議案第5号第9項から第23項朗読、説明)

なお、第2項から第23項までにつきましては、別添「調査書」9ページから16ページまでのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第2項から第23項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項から第23項について、決定いたします。  
次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第3項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。  
本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。伊藤部会長から報告をお願いいたします。

2 番 あっせん適格者の報告をさせていただきます。  
第1項、木野西9地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました住吉地区のBさん(71歳)を選定いたしました。  
第2項、木野4地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました住吉地区のBさん(71歳)を選定いたしました。  
第3項、東栄南地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました南武儀地区のEさん(48歳)と南武儀地区のFさん(44歳)を選定いたしました。以上です。

議 長 ただ今、伊藤部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項から第3項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第3項について、報告のとおり決定いたします。続いて、事務局からあっせん委員の報告をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議 長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

以上で議案は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第4回音更町農業委員会総会を閉会させていただきます。

(閉会 午後4時00分)



以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和2年4月24日